

傷害特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 特約の型および被保険者の範囲
 第3条 災害死亡保険金、障害給付金の支払
 第4条 災害死亡保険金、障害給付金の削減支払
 第5条 障害給付金の給付限度
 第6条 災害死亡保険金、障害給付金の請求手続
 第7条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
 第8条 特約の保険料の払込免除
 第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
 第11条 特約の失効
 第12条 特約の復活
 第13条 特約の解約
 第14条 解約返戻金
 第15条 債権者等による解約
 第16条 特約の型の変更
 第17条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
 第18条 配偶者または子の災害保険金額
 第19条 災害保険金額の減額
 第20条 特約の復旧

- 第21条 特約の消滅
 第22条 告知義務および告知義務違反
 第23条 重大事由による解除
 第24条 契約者配当
 第25条 災害死亡保険金または障害給付金の受取人の変更
 第26条 管轄裁判所
 第27条 契約内容の登録
 第28条 主約款の規定の準用
 第29条 保険料短期払、保険料一時払に関する特則
 第30条 定期保険に付加した場合の特則
 第31条 変額保険に付加した場合の特則
 第32条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
 第33条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則
 第34条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
 第35条 主契約を払済保険に変更する場合の特則
 第36条 長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則
 第37条 無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合の特則

傷害特約条項

(平成2年5月2日制定)
 (平成25年4月1日改正)

この特約の趣旨

- 1 この特約は、被保険者が、この特約の保険期間中に、不慮の事故によって死亡または身体障害の状態に該当したときの保障を主な目的とし、次の保険金および給付金の支払を保障するものです。

保障の対象となる事由	保障の概要
不慮の事故または感染症により死亡したとき	災害死亡保険金を支払います。
不慮の事故によって身体障害の状態になったとき	身体障害の状態に応じて、障害給付金を給付限度まで支払います。

- 2 主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）は、この特約の締結の際、次の各号のいずれかの型を選択することができ、また、家族構成の変化に応じてこの特約の型を変更することができます。
- (1) 本人型
 - (2) 本人・配偶者型
 - (3) 本人・子型
 - (4) 本人・配偶者・子型

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

（特約の型および被保険者の範囲）

- 第2条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で次のいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
本人型	・主契約の被保険者
本人・配偶者型	・主契約の被保険者 ・配偶者
本人・子型	・主契約の被保険者 ・子
本人・配偶者・子型	・主契約の被保険者 ・配偶者 ・子

2 この特約において、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。

号	この特約における「配偶者」および「子」	
(1)	配偶者	主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
(2)	子	主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者

3 この特約が「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合、この特約の締結後に前項に定める子（第2子またはそれ以降の子）に該当するに至った者は、その該当するに至った日からこの特約の被保険者となります。

4 この特約の締結後、戸籍上の異動によりまたは満20歳になったことにより、本条第2項に該当しなくなった配偶者または子は、その異動のあった日または満20歳になった日からこの特約の被保険者でなくなります。

（災害死亡保険金、障害給付金の支払）

第3条 この特約の災害死亡保険金、障害給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	次のいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ① その被保険者の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限りします。） ② その被保険者の責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表15）	その被保険者の災害保険金額	主契約の死亡保険金の受取人（ただし、その被保険者が配偶者または子であるときは、主契約の被保険者）
障害給付金	被保険者が、その被保険者の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態（別表23）に該当したとき	別表23の障害給付金額	主契約の被保険者

2 この特約で、支払事由に該当しても災害死亡保険金、障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

種類	免責事由
災害死亡保険金	次のいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者またはその被保険者の故意または重大な過失 ② 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③ その被保険者の犯罪行為 ④ その被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
障害給付金	次のいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失 ② その被保険者の犯罪行為 ③ その被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 第1項の規定により災害死亡保険金を支払う場合に、その被保険者の障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、該当する障害給付金の給付割合をその被保険者の災害保険金額に乗じて得た金額の合計額を、その被保険者の災害保険金額から差し引いて支払います。

号	災害保険金額から障害給付金額を差引いて支払う場合
(1)	災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故により障害給付金をすでに支払っているとき
(2)	災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故により障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

- 第1項の規定により災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故によりその被保険者の障害給付金の請求を受けても、会社は、この障害給付金を支払いません。
- この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込みがないことのみが明らかでないために、障害給付金の支払事由に該当しない場合には、この特約の保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったとき（障害状態の直接の原因となった不慮の事故が発生した日から180日以内であることを要します。）に、会社は、この特約の保険期間満了日に身体障害の状態（別表23）になったものとして、障害給付金を支払います。
- 保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、災害死亡保険金および障害給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者とします。
- 災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金の残額を他の災害死亡保険金の受取人に支払います。

（災害死亡保険金、障害給付金の削減支払）

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかにより死亡し、または身体障害の状態（別表23）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金を削減して支払うか、またはこれらの保険金もしくは給付金を支払わないことがあります。

号	保険金・給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがある場合
(1)	地震、噴火または津波によるとき
(2)	戦争その他の変乱によるとき

（障害給付金の給付限度）

第5条 この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてその支払割合（この特約の型の変更が行われた場合には変更前の支払割合を含みます。）を通算して100%をもって限度とします。

（災害死亡保険金、障害給付金の請求手続）

第6条 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- 災害死亡保険金または障害給付金の受取人は、すみやかに会社所定の書類（別表4）を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求してください。
- 災害死亡保険金または障害給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。
- 給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、障害給付金（配偶者および子の給付金は含みません。以下、本条において同じ。）の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、主契約の被保険者の他の法定相続人を代理するものとしてします。

号	代表者	
(1)	主契約の死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人の場合	主契約の死亡保険金受取人 （法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
(2)	前号に該当する者がいない場合	この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 （被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
(3)	前2号に該当する者がいない場合	配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合	法定相続人の協議により定めた者

- 前項の規定により、会社が障害給付金を主契約の被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 故意に障害給付金の支払事由を生じさせた者または故意に主契約の被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

第7条 この特約の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差引きます。

- 猶予期間中に、この特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差引きます。
- 前2項の場合、障害給付金が差引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき障害給付金を支払いません。

(特約の保険料の払込免除)

第8条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合および主契約が延長保険または払済保険に変更された場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。

5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割り引きます。

6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。

7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人に支払います。

8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしてします。

9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとしてします。

(特約の保険料の自動振替貸付)

第10条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。

2 この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

第13条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第14条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約返戻金その他の返戻金は、ありません。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準用して保険契約者に通知します。

2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（災害死亡保険金、障害給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

(債権者等による解約)

第15条 債権者等によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害死亡保険金または障害給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

号	災害死亡保険金または障害給付金の受取人の条件
(1)	保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)	保険契約者でないこと

- 3 災害死亡保険金または障害給付金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、災害死亡保険金の支払事由が生じ、会社が災害死亡保険金を支払うべきときは、支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、災害死亡保険金の受取人に支払います。

（特約の型の変更）

第16条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類を、会社に提出してください。
- 3 本条の変更を会社が承諾した場合には、次に定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者型」、「本人・子型」もしくは「本人・配偶者・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……………承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……………会社が会社所定の金額を受取った時（被保険者に関する告知の前に受取った場合には、その告知の時）
- 4 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 5 第3項第2号の変更の場合、変更時に新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
- 6 第3項第1号の変更または「本人・配偶者型」と「本人・子型」の相互変更の場合、変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、会社の定める方法により計算した金額があるときは、その金額を保険契約者に支払います。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合には、「本人型」と「本人・配偶者型」の相互変更のみを取扱い、それ以外の型の変更は取扱いません。

号	「本人型」と「本人・配偶者型」の相互変更のみを取扱う場合
(1)	この特約の保険料払込期間がこの特約の保険期間より短く定められているとき
(2)	この特約の保険料が一時払のとき

- 8 この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込みの免除事由発生時以後、本条の変更はできません。

（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

（配偶者または子の災害保険金額）

第18条 この特約が「本人・配偶者型」、「本人・子型」または「本人・配偶者・子型」の場合の配偶者または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額の60%相当額とします。

- 2 配偶者または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

（災害保険金額の減額）

第19条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、主契約の被保険者の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後のその災害保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 次の各号のいずれかに該当した場合に、主契約の被保険者の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までその災害保険金額を減額します。

号	限度額まで災害保険金額を減額する場合
(1)	主契約の保険金額が減額されたとき
(2)	主契約が一部変換されたとき
(3)	主契約に付加されている平準定期保険特約、通減定期保険特約、逡増定期保険特約、生前給付終身保険特約、生前給付定期保険特約、家族収入特約、生活保障特約、平準定期保険特約（喫煙リスク区分型）、通減定期保険特約（喫煙リスク区分型）、家族収入特約（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険特約の保険金額、基準年金月額または年金月額が減額されたとき
(4)	前号に定める特約が変換または解約されたとき

（特約の復旧）

第20条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いません。

(特約の消滅)

第21条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅し、各号のとおり取扱います。

号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱
(1)	主契約が延長保険に変更されたとき	第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取扱います。
(2)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、主約款に準じて解約返戻金等の支払を取扱います。
(3)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によってこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料が払込免除となったとき	第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。

(告知義務および告知義務違反)

第22条 この特約の締結、復活、復旧または特約の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第23条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または障害給付金もしくは災害死亡保険金の受取人が、この特約の給付金（災害死亡保険金、保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 障害給付金もしくは災害死亡保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた障害給付金または災害死亡保険金の支払事由による給付金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号ア. からオ. のいずれかに該当した者が給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または障害給付金もしくは災害死亡保険金の受取人に通知します。

4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し給付金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

(契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(災害死亡保険金または障害給付金の受取人の変更)

第25条 保険契約者は、主契約の保険金受取人が変更される場合を除いて、この特約の災害死亡保険金の受取人を変更できません。

2 保険契約者は、この特約の障害給付金の受取人を変更できません。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第27条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

号	登録する事項
(1)	保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)	災害死亡保険金の金額
(3)	契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下、第2項において同じとします。）
(4)	当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込み（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定により特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、登録の期間は、特約の中途付加の日から5年（特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読替えます。

(主約款の規定の準用)

第28条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(保険料短期払、保険料一時払に関する特則)

第29条 この特約の保険料払込期間がこの特約の保険期間より短く定められているときまたはこの特約の保険料が一時払のときは、第2条（特約の型および被保険者の範囲）の規定にかかわらず、この特約の型は「本人型」または「本人・配偶者型」とし、また、第16条（特約の型の変更）の規定によるこの特約の型の変更については、「本人型」と「本人・配偶者型」の相互変更のみを取扱い、それ以外の型の変更は取扱いません。

2 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料一時払の特約に適用しない規定

- 第8条（特約の保険料の払込免除）
 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第9項
 第10条（特約の保険料の自動振替貸付）
 第30条（定期保険に付加した場合の特則）

（定期保険に付加した場合の特則）

- 第30条 この特約が平準定期保険、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。
- 2 保険契約者は、この特約の更新に際して、会社の定める取扱いに従い、主契約の被保険者の災害保険金額の増額を請求することができます。
 - 3 前2項の規定により、この特約が更新された場合、第3条（災害死亡保険金、障害給付金の支払）、第5条（障害給付金の給付限度）、第8条（特約の保険料の払込免除）および第22条（告知義務および告知義務違反）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害死亡保険金および障害給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとしします。
 - 5 第1項、第2項または第4項ただし書の規定にかかわらず、主契約の更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、この特約の更新または他の特約の付加は取扱いません。

（変額保険に付加した場合の特則）

- 第31条 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」または「自動延長定期保険」と、それぞれ読替えます。
- 2 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合において、主契約が保険料を一時払とする変額保険へ変更されたときは、この特約は消滅します。
 - 3 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、第21条（特約の消滅）第1号中、「解約返戻金を、」は「解約返戻金（未経過保険料を含みます。）を、」と読替えます。

（積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）

- 第32条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、第21条（特約の消滅）第1号中、「解約返戻金を、」は「解約返戻金（未経過保険料を含みます。）を、」と読替えます。

（主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 第33条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されたときは、次の各号に定めるところによります。なお、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された後のこの特約の型は「本人型」または「本人・配偶者型」に限ります。

号	主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合
(1)	次のいずれかに該当したときの主契約の被保険者の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までその災害保険金額を減額します。 ア. 5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されたとき イ. 主契約のうち介護保障に移行しない部分の死亡保険金額が減額されたとき ウ. 主契約のうち介護保障に移行しない部分が効力を失ったとき エ. 主契約のうち介護保障に移行しない部分が消滅したとき オ. 主契約のうち介護保障に移行した部分が解約されたとき
(2)	前号ア. の事由によって、この特約の災害保険金額が減額された場合には、この特約の減額部分の責任準備金を主契約の責任準備金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。
(3)	第1号ウ. の事由によって、この特約の災害保険金額が減額された場合で、主契約のうち介護保障に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、同時にこの特約の災害保険金額の復旧の請求があったものとして取扱います。

（主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則）

- 第34条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加されたときは、次の各号に定めるところによります。なお、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された後のこの特約の型は「本人型」または「本人・配偶者型」に限ります。

号	主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合
(1)	次のいずれかに該当したときの主契約の被保険者の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までその災害保険金額を減額します。 ア. 5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加されたとき イ. 主契約のうち年金支払に移行しない部分の死亡保険金額が減額されたとき
(2)	前号ア. の事由によって、この特約の災害保険金額が減額された場合には、この特約の減額部分の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。
(3)	次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。 ア. 主契約の全部を年金支払に移行したとき イ. 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
(4)	前号ア. の場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合にはこの限りではありません。
(5)	主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
(6)	前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとして取扱います。

(主契約を払済保険に変更する場合の特則)

- 第35条** 主契約を払済保険に変更するときは、保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の継続を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の継続の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - 3 会社が本条の継続を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。
 - 4 本条の請求をする場合、主契約の払済保険金額に対するこの特約の災害保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の災害保険金額を減額します。
 - 5 主契約が払済保険に変更された場合で、本条の請求がないときは、この特約は消滅します。この場合、第21条（特約の消滅）第1号の規定を準用します。
 - 6 第4項の規定によりこの特約の災害保険金額が減額された場合の復旧に際しては、第20条（特約の復旧）第3項は適用しません。

(長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則)

- 第36条** この特約が長期平準定期保険（障害保障型）に付加されている場合には、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）中、「高度障害保険金」は「障害保険金」と、第35条（主契約を払済保険に変更する場合の特則）中、「払済保険」は「払済終身保険」と、それぞれ読替えます。

(無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合の特則)

- 第37条** この特約が無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合										
(1)	第14条（解約返戻金）第1項の適用に際しては、次のとおり読替えます。 「1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約返戻金その他の返戻金は、ありません。また、会社は、保険証券を交付する際に、会社の定める経過年月数に応じて計算したこの特約の解約返戻金額を保険契約者に通知します。」										
(2)	第21条（特約の消滅）の適用に際しては、次のとおり読替えます。 「第21条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅し、各号のとおり取扱います。 <table border="1" data-bbox="391 398 1390 819"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>この特約が消滅する場合</th> <th>消滅時の取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>主契約が消滅したとき</td> <td>主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によってこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料が払込免除となったとき</td> <td>第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。</td> </tr> </tbody> </table>		号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱	(1)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。	(2)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によってこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料が払込免除となったとき	第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。
号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱									
(1)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。									
(2)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によってこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料が払込免除となったとき	第14条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。									
(3)	第22条（告知義務および告知義務違反）の適用に際しては、次のとおり読替えます。 「第22条 この特約の締結、復活、復旧または特約の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。ただし、主約款の規定にかかわらず、告知義務違反によりこの特約を解除したときは、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。」										